

医療従事者の皆様へ

結核の届出は、医師ができる

結核の患者さんを診断した時、医師は必ず
結核と診断した当日に保健所へ**発生届**を提出してください。

届出でできる、3つのこと

提出された発生届に基づいて、保健所は以下のことを行っています。

確実に治療をするために

患者さんの治療が完了するまで、服薬確認等を行います。

安心して治療をするために

患者さんが、入院及び通院医療費の公費負担を受けることができるための手続きを行います。

地域の方を守るために

患者さんと接触のあった方々の健康診断を行い、結核の更なるまん延を予防します。

届出にあたって

- 結核は、感染症法の2類感染症に規定されている感染症です。
- 届出が行われないと、医療や結核のまん延予防に支障をきたすだけでなく、届出を行わなかった医師には、感染症法第77条の規定に基づく罰金が科されることがあります。
- 転院を予定している場合でも、初めに結核と診断した医師が届出を行う必要があります。
- 医師が行う届出は、感染症法第12条の規定に基づく届出であり、個人情報保護法に抵触することはありません。

もうひとつの手当です。

医師が行う結核の届出は、適切な患者管理の第一歩です。
届出の方法は最寄りの保健所にお問い合わせください。

届出先保健所
(新宿区保健所)



厚生労働省健康局
結核感染症課